

## 訪問看護サービス重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所名 社会医療法人敬和会 けいわ訪問看護ステーション 大分

所在地 本部 大分市大字小池原1021番地

サテライト

東部サテライト：大分市大字志村字谷ヶ迫765番地

中部サテライト：大分市浜町東1組

事業所番号 大分県 4460190145

連絡先 097-547-7822

サービス提供地域 大分市

事業所の職員体制 管理者 看護師 1名

看護師等 看護師 2.5人以上 適当数

リハビリ専門職 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 適当数

介護福祉士 適当数

事務職員 適当数

サービス提供の時間帯

月曜日から土曜日 8時30分～17時30分(日曜日、国民の祝祭日、年末年始は休業します)

電話等により、24時間連絡が可能となっています。

### 2 サービスの内容

1) 「訪問看護」は、利用者に居宅（自宅）において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

具体的な内容：病状、障害の観察 清拭、洗髪などによる清潔の保持 食事及び排泄など日常生活の世話 禽瘡の予防、処置 リハビリテーション ターミナルケア 認知症患者の看護 療養生活や介護方法の指導 カテーテルなどの管理 その他の医師の指示による医療処置

2) 事業者は、サービス利用表の日程によりサービスを提供します。

3) サービスは、訪問看護計画書に沿って計画的に提供します。

### 3 サービス提供の記録等

1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に必要事項を記入しています。

2) 事業者は、一定期間ごとに（又は1ヶ月ごとに）「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成（完成）して、利用者に説明します。

3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 4 サービス提供責任者等

1) サービス提供の責任者（管理者）は、次の通りです。

サービスについてご相談やご不満な点がございましたら、お気軽にお連絡ください。

氏名：安東由美子 連絡先（電話）097-547-7822

## 5 利用者負担金

1) 利用者の方から頂く利用者負担金は、次の通りです。

☆医療保険利用者（別紙1・別紙2参照）

医療保険の料金は訪問看護に要する費用の1割、2割又は3割

☆介護保険利用者（別紙3参照）

厚生大臣が定める基準の1割、2割又は3割

2) 介護保険または医療保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部防制度上の支給限度額を超える場合も含む）には、全額自己負担となります。（介護保険以外のサービスとなる場合は、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。）

## 6 お支払いについて

月締めの翌月払いになり、請求書は、担当の看護師が翌月の中旬にご自宅に持参致します。

お支払いの仕方は以下の3通りです。

- 金融機関での引き落とし（別途手数料が110円かかります）
- 金融機関での振り込み（別途お支払いの金額により手数料がかかります）
- 現金でのお支払い（事業所までお持ちください。）

## 7 キャンセル

1) 利用者がサービス利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：097-547-7822

2) 連絡がない急なキャンセルの場合は、キャンセル料として基本的に以下の料金をいただきます。

尚、様態の急変など、緊急やむをえない事情がある場合には、キャンセル料は不要となります。

また、その他の事情については相談に応じます。

サービス利用時の前日まで 利用者負担金なし

サービス利用時の当日 利用料の100%

## 8 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- 3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：安東由美子

- 4) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 業務計画等策定について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 社会情勢及び天災時の訪問看護について

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーション業務の遂行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーション業務の遂行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

## 11 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。また、貴重品の管理は、利用者・家族でお願いします。
- (2) 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復ために、制度上決められた療養上の世話や診療補助以外は行いません。ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (4) 看護師は容態の急変などの緊急対応を行っておりますので、提供時間の変更をお願いすることがあります。また車両での移動のため、交通事情により提供時間に10分～15分程度の差異が生じる場合がございます。ご了承ください。
- (5) 当ステーションは、学生の実習施設となっております。年間を通じて看護職・研修医・介護福祉士・ヘルパー・理学療法士・作業療法士等の実習をさせていただいておりますので、ご自宅への訪問についてご協力ををお願い致します。  
(ご自宅への訪問につきましては、事前にご相談させていただきます。)
- (6) 飲酒により、判断力の低下やケアを受けることが困難な状態であると判断した場合は、その日の訪問は安否確認のみで終了させていただきます。
- (7) 利用者・家族による暴言・暴力行為あるいはセクシャルハラスメント行為を受けた場合、著しい不信行為と判断し契約を解除させていただきます。
- (8) ケアを円滑に提供できるように、ペットはゲージ内か他の部屋への移動をお願いします。

- (9) 感染の予防策として、手洗いの徹底を実施しています。ケア提供の前後に手洗い場の使用について許可をお願いします。
- (10)利用者の自宅で訪問看護サービスを提供する水道、電気等の費用は利用者のご負担となることをご了承ください。
- (11)初回訪問時および訪問当該月の初日に居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより診療情報等を取得して訪問看護計画書を作成いたします。マイナンバーカードのご提示をおねがいいたします。
- (12)当ステーションはご利用者さまの主治医等関係医療機関および介護サービス機関と医療情報等ネットワークにて情報共有を行っております。セキュリティ確保されたシステムおよび情報通信機器を利用してしておりますのでご安心ください。